



ひき逃げ事故にあったとき、知っておきたいこと

年間 **6830** 件^{※1}、これは何の数字でしょうか？

タイトルからご想像のとおり、2020年に国内で発生したひき逃げ事故の件数です。そして、このうちの約3割は当該年度中に加害者が検挙されていない実態にあります。

通常、自動車にひかれるなどの交通事故にあった場合には、被害者救済の制度として、加害者の自賠責保険（共済）から治療費などの補償がなされます。では、あなたがもしも、加害者が分からないひき逃げ事故にあつてケガなどを負った場合、どうすればよいのでしょうか？

ここでは、加害者に代わり、政府（国土交通省）が立替払いをする**政府の保障事業**という制度について紹介します。

※1 法務省 法務総合研究所 編「令和3年版 犯罪白書」

政府の保障事業とは？

対象となる事故	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者が判明しないひき逃げ事故 ・加害者は判明しているが、自賠責保険（共済）に未加入の無保険車による事故
補償の限度額	死亡 : 3000万円 後遺障害 : 4000万～75万円（障害の程度による） 傷害 : 120万円 【注意点】社会保険などによる給付額を差し引いた額が支払われます。

政府の保障事業への請求にあたって、覚えておきたいポイントは？

① 事故にあつたら、すぐ警察に届け出る

請求の際には、自動車安全運転センターが発行する**人身事故証明書が必要**になります。

ただし、この証明書は、警察への届出がない事故については交付が出来ず、また、事故発生日から5年が経過すると原則交付されません^{※2}。

※2 自動車安全運転センター ウェブサイト

② 治療が終了したら、速やかに請求

請求できる期間が限られています^{*1}。（傷害の場合、事故発生日から3年以内）

③ 請求の受付・相談は、損害保険会社（共済組合）が窓口

損害保険会社が受付をしているかご確認のうえ^{*2}、請求を行ってください。

なお、保険代理店では受付しておりません。

④ 請求に必要な申請書類は、当機構ウェブサイトからも入手可能

こちらからご確認ください。（下線部分をクリックすると、リンク先が開きます。）

もっと知りたい方は「政府の保障事業のご案内」（右記QRコード）をご覧ください

*1 請求できる期間について … 上記資料 P.5（ご請求手続き）

*2 窓口となる損害保険会社について … 上記資料 P.3,4（請求のご相談からお支払いまでの流れ）



https://www.giroj.or.jp/publication/pdf/guide_GCP.pdf